

県営あづま陸上競技場芝生改修工事（設計・施工一括発注）

公募型プロポーザル方式募集要領

令和3年4月

福島県企画調整部

目 次

1	目的	- 1 -
2	本工事の概要	- 1 -
3	参加資格	- 1 -
4	スケジュール	- 3 -
5	工事仕様	- 3 -
6	特定テーマ	- 3 -
7	技術提案書及び見積書を特定するための評価基準	- 4 -
8	事務局	- 4 -
9	現場公開日	- 4 -
10	不明の点がある場合の質疑について	- 4 -
11	参加意思表明書及び参加資格確認書類の提出について	- 5 -
12	技術提案書及び見積書の提出について	- 5 -
13	審査の実施及び結果の通知	- 7 -
14	ヒアリングの実施方法	- 7 -
15	無効	- 7 -
16	提出書類の取扱い	- 8 -
17	契約の締結に関する事項	- 8 -
18	その他	- 9 -
	(参考) 審査フロー	- 10 -

1 目的

この要領は、福島県が発注する「県営あづま陸上競技場芝生改修工事」（以下、「本工事」という。）において、福島県測量等委託業務公募型プロポーザル方式試行要領（制定平成21年3月30日総務部長依命通達 平成27年3月20日最終改正）（以下、「試行要領」という。）第6条第2項に規定する募集要領を定めるものです。

なお、試行要領中「測量等委託業務」とあるのは、「県営あづま陸上競技場芝生改修工事」と読み替えて、これらの規定を準用します。

また、この要領に定めのない事項については、試行要領に基づくものとします。

2 本工事の概要

- (1) 工事名 県営あづま陸上競技場芝生改修工事
- (2) 発注者 福島県
- (3) 工事場所 福島県福島市佐原地内（県営あづま総合運動公園内）
- (4) 整備対象施設 県営あづま陸上競技場の芝生及びその暗渠排水
※ 整備対象施設の詳細は、特記仕様書を参照ください。
- (5) 対象業務

本工事の対象業務は次のとおりです。

ア 整備対象施設に係る実施設計（地質調査等必要な調査を含む。）（以下、「設計業務」という。）

イ 整備対象施設に係る新設工事（以下、「施工業務」という。）

ウ 日本陸上競技連盟1種公認及び世界陸上競技連盟クラス2認証に係る測量業務並びに現地立会に関すること（以下、「公認業務」という。）。

エ その他技術提案に関するもの

- (6) 履行期限

令和3年7月上旬（予定）から令和4年3月31日まで。

ただし、提案により履行期限を短縮することは差し支えありません。

- (7) 提案上限価格

本工事に係る提案上限価格は、390,000千円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）とします。

3 参加資格

- (1) 参加者の構成等

技術提案書を提出する者（以下、「提出者」という。）は、評価基準日（令和3年5月19日（参加意思表明書の提出期限の日））において、次の各号に掲げる要件を満たしている単独企業、及び2者又は3者によって結成された特定建設工事共同企業体（以下、「JV」という。）とします。なお、JVによる参加の場合は、施工業務を行う者

を代表者（以下、「JV代表者」という。）とします。

(2) 単独企業又はJV構成員に共通する参加要件

提出者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。

イ 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定後に「会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

(3) JVに関する参加要件

提出者がJVの場合は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていることとします。

ア 結成方法は自主結成であること。

イ JV代表者の出資比率は、構成員中最大であること。（参加意思表示時に代表予定者を示すこと。）

ウ JVの構成員は、他のJVの構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加しない者であること。

(4) 施工業務の参加要件

提出者のうち、施工業務を担当する全ての者が次のア、イを、また、施工業務を担当するいずれかの者は、ウ、エを満たしていることとします。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく「土木工事業」の許可を受けている者であること。

イ 福島県令和3・4年度工事等請負有資格業者名簿の発注種別「一般土木工事」において格付等級「A」に登録されている者であること。

ウ 契約の締結日にかかわらず、平成22年4月1日以降に野外の陸上競技場、サッカー場、野球場等（天然芝の面積7,000m²以上）における芝生設置工事（発注者は問わない。）を元請けとして施工した実績を有すること。

エ 次に掲げる要件を全て満たす者を主任技術者又は監理技術者として、建設業法第26条の規定に基づき配置できる者であること。なお、本件の配置予定技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で本工事の予定工期と重複する場合は当該者を確認資料に記載することはできません。ただし、重複する期間が、他工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合、又は機器等の工場製作のみが行われている期間である場

合、もしくは他工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置可能な場合を除きます。

(ア) 評価基準日（令和3年5月19日）において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(イ) 他の工事に従事していない者であること。

(ウ) 契約の締結日にかかわらず、平成22年4月1日以降に野外の陸上競技場、サッカー場、野球場等（天然芝の面積7,000m²以上）における芝生設置工事（発注者は問わない。）の施工経験を有すること。（工事における立場は問わない。）

4 スケジュール

スケジュールは下記のとおりとします。

- | | |
|-------------------------------------|--------------------------------------|
| (1) 県営あづま陸上競技場芝生改修工事
公募型プロポーザル公告 | 令和3年4月22日（木） |
| (2) 質問書の受付 | 令和3年4月22日（木）から
令和3年5月12日（水）午後4時まで |
| (3) 質問書への回答期限 | 令和3年5月17日（月） |
| (4) 現場公開日 | 令和3年5月10日（月） |
| (5) 参加意思表明書の受付 | 令和3年4月22日（木）から
令和3年5月19日（水）午後4時まで |
| (6) 参加資格確認結果の通知 | 令和3年5月20日（木）発送予定 |
| (7) 技術提案書の受付 | 令和3年5月20日（木）から
令和3年5月28日（金）午後4時まで |
| (8) 一次審査結果の通知 | 令和3年6月上旬予定 |
| (9) 二次審査（ヒアリング） | 令和3年6月上旬予定 |
| (10) 二次審査結果の通知 | 令和3年6月下旬予定 |
| (11) 審査結果の公表 | 令和3年6月下旬予定 |
| (12) 本契約の締結 | 令和3年7月上旬予定 |

5 工事仕様

特記仕様書のとおりです。

6 特定テーマ

本工事において技術提案を求めるテーマとその留意事項は次のとおりです。

(1) 多様な利用形態に配慮した提案（利用に対する耐久性能）

ア あづま陸上競技場では照明を整備し、今後、夜間の多目的な利用を想定しているため、昼夜を問わず年間を通して各種スポーツ競技大会やイベント等、多

様な利用に耐えるものであること。

※ 既存の利用形態：陸上競技大会、プロサッカー公式戦

- (2) 気候及び地盤特性に配慮した提案（自然環境に対する耐久性能及び排水性能）
- ア 年間の寒暖差や日照条件、夏季の高温多湿、冬季の降雪等の気候特性を考慮し、適切な芝品種や排水計画、地盤構成であること。
 - イ 特に地盤構成については、現在芝の陥没や芝枯れ等が見うけられることから排水等に特に考慮すること。
- (3) 維持管理の容易性及び経済性に配慮した提案
- ア 維持管理作業（清掃や散水、芝刈り等）が既存の管理機器で可能（又は、新たな機器を導入しても、既存機器の使用と比べてライフサイクルコストに優れるなど）であり、作業時間が短いこと。
 - イ 芝枯れ等の不具合に迅速に対処可能であり、対処に係るコストが経済的であること。

7 技術提案書及び見積書を特定するための評価基準

技術提案書及び見積書の評価項目、判断基準及び配点は、「別表1 公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表」のとおりです。

8 事務局

福島県企画調整部地域政策課

所 在：〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電 話：024-521-7119 FAX：024-521-7912

E-mail：tiikiseisaku@pref.fukushima.lg.jp

H P：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/

9 現場公開日

県営あづま陸上競技場において、令和3年5月10日（月）午前10時から現況確認のため現場公開を行います。現場では、入札について質疑はできません。不明の点がある場合は、下記10により質問書を提出ください。

10 不明の点がある場合の質疑について

- (1) 質問書（様式11）の提出期限並びに提出場所及び方法

質問事項がある場合は、令和3年5月12日（水）午後4時まで、事務局あてに質問書（様式11）を電子メールで提出してください。なお、送信後は、必ず電話にて受信確認を行ってください。

(2) 質問書に対する回答期限及び回答方法

質問書に対する回答は、回答書（様式12）を令和3年5月17日（月）から令和3年5月28日（金）までの間、事務局ホームページに掲載します。

11 参加意思表明書及び参加資格確認書類の提出について

プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加意思表明書及び参加資格確認書類（以下、「参加意思表明書等」という。）を提出してください。

(1) 提出期限：令和3年5月19日（水）午後4時まで

※ 提出は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時までとします。

(2) 提出先：事務局

(3) 提出方法：持参又は郵送

※ 郵送による場合は、電話にて事務局に到達確認を行ってください。なお、郵送による場合は、令和3年5月19日（水）までに到着したものまで有効とします。

(4) 提出書類

ア 県営あづま陸上競技場芝生改修工事

公募型プロポーザル方式参加意思表明書等送付書 様式1-1, 1-2

イ 参加意思表明書 様式2-1, 2-2

ウ 企業実績表 様式3

エ 実施体制 様式4

オ 主任（監理）技術者工事实績表 様式5

カ 参加資格確認のために必要な書類

※ 実績として記載した工事の契約書や配置予定技術者の資格証の写し等参加資格を確認できる書類

(5) 提出部数：1部

12 技術提案書及び見積書の提出について

提出者は、次により技術提案書及び見積書を提出してください。なお、上記11により参加意思表明書等を提出し、参加資格を満たしていることを確認した者以外からの技術提案書及び見積書は受け付けません。

(1) 提出期限：令和3年5月28日（金）午後4時まで

※ 提出は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時までとします。

(2) 提出先：事務局

(3) 提出方法：持参又は郵送

※ 郵送による場合は、電話にて事務局に到達確認を行ってください。なお、郵送による場合は、令和3年5月28日（金）までに到着したものまで有効とします。

(4) 提出書類

ア 県営あづま陸上競技場芝生改修工事 公募型プロポーザル方式提出書類送付書	様式 6-1, 6-2
イ 工事概要	様式 7
ウ 芝生及び地盤構成の仕様	様式 8-1
エ 全体工程の妥当性 (工程表含む)	様式 8-2
オ 特定テーマに対する技術提案	様式 8-3
カ 見積書	様式 9
キ 特定建設工事共同企業体協定書	様式 10

(5) 技術提案書及び見積書の作成について

技術提案書及び見積書の作成にあたり、次のアからキの事項 (様式の体裁、枚数及び記載文字の大きさに関する指定) が守られていない場合、当該様式に関する評価項目を 0 点とします。

ア 共通事項

(ア) 上記 (4) の様式で作成してください。なお、片面印刷、横書きとします。

(イ) 様式 7~8 に記載する文字の大きさは、各様式に記載されている許容最小文字の大きさの見本以上の大きさとしてください。また、様式の枠内に限り、文書を補完する図表、写真等を使用することも可とします。

(ウ) A3 判様式は、A4 判様式の大きさに折り込んでください。

イ 工事概要 (様式 7)

(ア) 工事の概要及び実施方針について記載してください。

ウ 芝生及び地盤構成の仕様 (様式 8-1)

(ア) 芝生及び地盤構成の仕様について、地質調査などの調査方法から簡潔に記載し、特記仕様書の要求仕様と対比できるように記載してください。枚数は 2 枚までとします。

エ 全体工程の妥当性 (工程表含む。) (様式 8-2)

(ア) 対象業務の内容を踏まえ、工程表の考え方及び全体工程表を作成してください。

オ 特定テーマに対する技術提案 (様式 8-3)

(ア) 上記 6 に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載してください。

(イ) 1 テーマ毎に A3 判又は A4 判 (横) 片面 1 枚までとします。

カ 見積書 (様式 9)

(ア) 業務毎 (設計業務及び施工業務) に費用を算出した上で、本工事に係る全ての費用を含めて作成してください。

(6) 提出部数 : 8 部 (正本 1 部、副本 7 部)

13 審査の実施及び結果の通知

福島県職員及び福島市職員で構成する審査委員会において、技術提案書やプレゼンテーション、ヒアリングによる審査により、本工事の受注候補者及び次点候補者の選定を行います。

審査は非公開で行いますが、技術提案書の審査の公平性、透明性及び客観性を期すため、各提出者の審査結果を公募型プロポーザル方式審査結果書（様式14）により事務局ホームページで公表します。

(1) 参加資格確認

参加意思表明書等の提出者が上記3の参加資格を全て満たしているか確認します。確認結果は、参加意思表明書等の提出者全者に対して、書面にて郵送（令和3年5月20日（木）発送予定）で通知します。

(2) 一次審査

審査委員会にて、提出された技術提案書及び見積書からヒアリング対象者（上位5社以内）を選定します。

審査結果は、提出者全者に対して、書面にて郵送で通知します。

(3) 二次審査

ヒアリング対象者からヒアリングを行い、受注候補者1者、次点候補者1者を選定します。

審査結果は、ヒアリング対象者全者に、書面にて郵送で通知します。

14 ヒアリングの実施方法

ヒアリングの実施日時（令和3年6月上旬予定）及び会場等は、一次審査結果通知により通知します。

ヒアリングは、様式7～8を補完する説明を受けます。ただし、新たな資料の配付は認めません。

なお、説明者は実施体制（様式4）に記載した提案担当技術者とします。その他、担当技術者（実施体制（様式4）として記載したうち2名まで）が出席できるものとします。

15 無効

次の各号のいずれかに該当する場合、技術提案書及び見積書を無効とします。

- (1) 提出者が上記3に定める参加資格を満たしていない場合。
- (2) 同一の者が2つ以上の技術提案書及び見積書を提出した場合。
- (3) 技術提案書及び見積書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合。

なお、提出期限の日までに技術提案書及び見積書が到着しないことを理由に技術提案書を無効とした場合、特定記録郵便又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けません。

- (4) 技術提案書及び見積書の様式及び本要領に示された条件（評価項目を0点とするなどの無効以外の取扱いが示されている条件を除く。）に適合しない場合。
- (5) 技術提案書その他の一切の書類中に虚偽の内容が記載されている場合。
- (6) 審査委員又は関係者（あづま総合運動公園の指定管理者である（公財）福島県都市公園・緑化協会を含む。）に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。
- (7) ヒアリングに出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング開始時刻に到着できなかった場合を除きます。
- (8) 技術提案書提出から契約までの間に、技術提案書に記載した配置予定技術者が、本業務に携わることが困難となった場合。ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除きます。

16 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は返却しません。
- (2) 提出書類は、参加表明書等の確認や技術提案書及び見積書の審査以外に提出者に無断で使用しません。
- (3) 提出書類は、提出者の技術情報保護の観点から、原則として非開示としますが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもあります。なお、開示する際は、参加表明書等、技術提案書及び見積書の写しを使用することができるものとします。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を提出書類の作成に使用することにより生ずる責任は、提出者が負うものとします。
- (5) 原則として、参加表明書等、技術提案書及び見積書の提出後、それぞれの確認、審査が終了するまでの間は、参加表明書等、技術提案書及び見積書に記載された内容の変更は認めません。

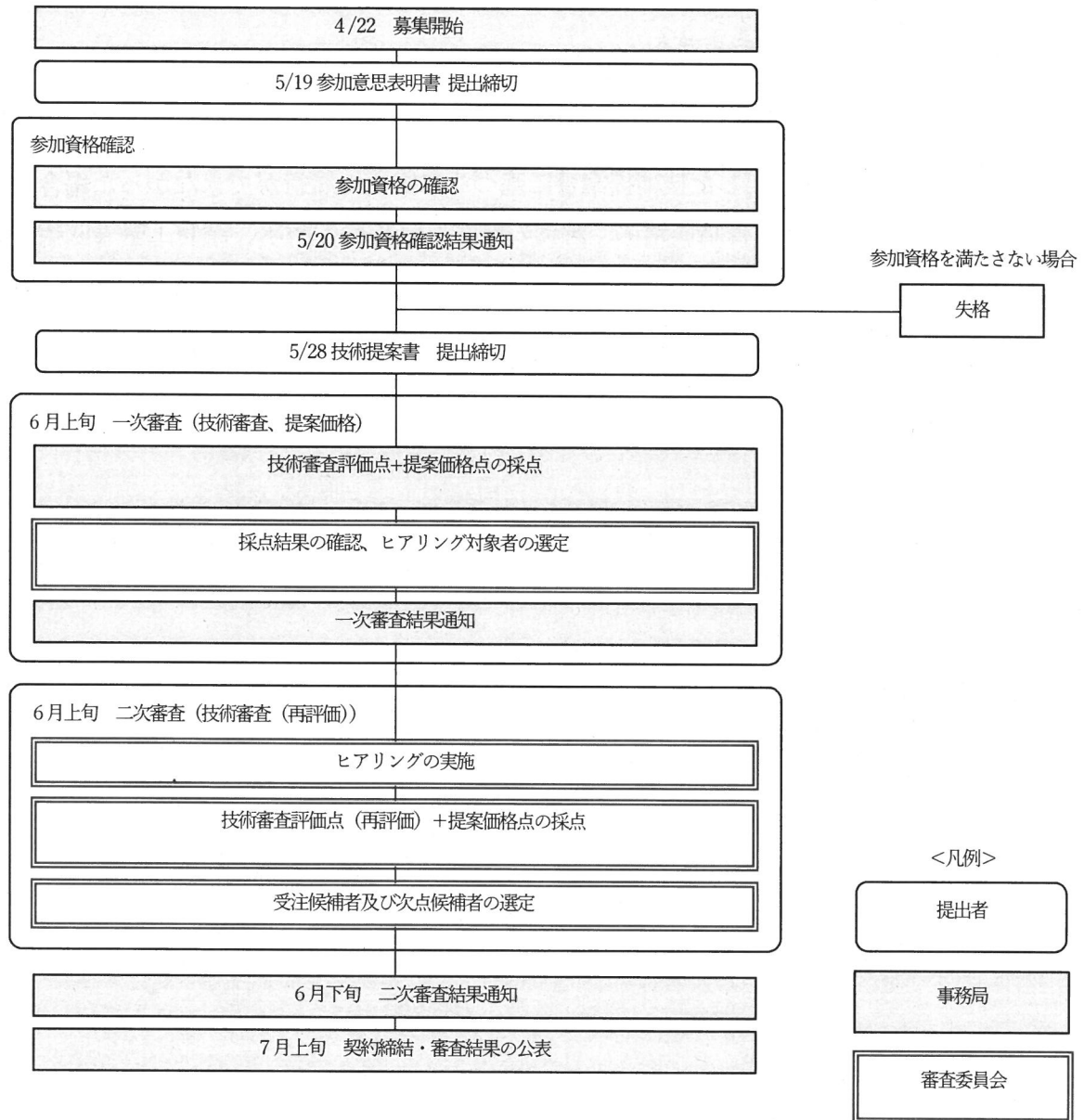
17 契約の締結に関する事項

- (1) 審査委員会で選定された受注候補者と契約交渉を行いますが、次の一つに該当する場合は、その者とは契約の締結は行いません。
 - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合。
 - イ 福島県から入札参加資格制限を受けることとなった場合。
 - ウ 技術提案書の無効が判明した場合。
- (2) 受注候補者は、発注者と見積合わせを行い、契約を締結します。なお、提出した見積書に記載した見積額を超えて契約することはできません。

18 その他

- (1) プロポーザルへの参加に係る費用は、全て提出者の負担とします。
- (2) 技術提案書の作成のために事務局から受領した資料は、一切、公表及び他の業務に使用することはできません。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をし、技術提案書が無効とされた場合には、その者に対して入札参加制限措置を行うことがあります。
- (4) 契約締結者が、提出した技術提案書に基づく本業務の履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約の解除、違約金の請求、請負工事等成績評定の減点等の措置を行う場合があります。
- (5) 工事場所は、一般の公園利用の範囲内で随時確認することができます。

(参考) 審査フロー



別表 1

県営あづま陸上競技場芝生改修工事（設計・施工一括発注）

公募型プロポーザル方式評価項目及び評価基準表

本評価基準表は、県営あづま陸上競技場芝生改修工事公募型プロポーザル方式における技術提案書及び見積書の評価基準である。

※ 特記仕様書で定めた要求仕様を満たしていない場合及び工期内での完成が見込めないと判断した場合は失格とする。

※ 総合得点が同点となった場合は、見積書による価格点が高いものを優位とする。

1. 全体工程の妥当性

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
全体工程の妥当性 30点	実施設計から工事完成までの全体工程が適正であるか (各工種、手続き等)	・適正である	30点
		・劣っている	20点
		・大いに劣っている	10点
		得点	/30点
		※工程が指定の履行期限内に完成できていない場合は失格とする	

2. 特定テーマに対する技術提案

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点	
特定テーマに対する技術提案 120点	①多様な利用形態に配慮した提案 20点	・大いに優れている	20点	
		・優れている	12点	
		・一般的な耐久性である	5点	
		得点	/20点	
		②気候及び地盤特性に配慮した提案 50点	年間の寒暖差、日照条件、夏季の高温多湿、冬季の降雪等の気候特性を考慮し、適切な芝品種や排水計画、地盤構成となっているか。	・大いに優れている ・優れている ・一般的である
	得点	/50点		
	③維持管理の容易性及び経済性に配慮した提案 50点	維持管理作業（清掃や散水、芝刈り等）が既存の管理機器で可能（又は、新たな機器を導入しても、既存機器の使用と比べてライフサイクルコストに優れるなど）であり、かつ作業時間が短い。	・大いに優れている	25点
			・優れている	15点
			・一般的である	6点
			得点	/25点
芝枯れ等の不具合に迅速に対処可能であり、対処に係るコストが経済的であるか。			・大いに優れている ・優れている ・一般的である	25点 15点 6点
得点	/25点			
小計			/120点	

3. 見積書

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点
見積書 50点	見積額	下記の計算式より見積価格から配点する 配点 = $50 \text{点} - (\text{見積額} - \text{最低見積額}) / 4 \text{千万円} \times 10$ 点	点 / 50点
		得点	

※計算式により配点が0点以下となった場合は、配点を0点とする。

※計算式は小数点第2位を四捨五入し、少数第1位までを配点とする。

○言葉の定義

見積額 : 各提案者の見積額

最低見積額 : 各提案者の見積額の中の最低見積額

県営あづま陸上競技場芝生改修工事（設計・施工一括発注）

公募型プロポーザル方式評価基準（評価項目及び配点）

評価項目		配点
1	全体工程の妥当性(工程表含む)	小計 30
2	特定テーマに対する技術提案	小計 120
	① 多様な利活用形態に配慮した提案	20
	② 気候及び地盤特性に配慮した提案	50
	③ 維持管理の容易性及び経済性に配慮した提案	50
	・維持管理作業の容易性及び経済性	25
	・不具合対処の容易性及び経済性	25
3	見積書による価格点	小計 50
総合評価点		合計 200